

## 愛知県有料道路運営等事業 供用約款

### (約款の効力)

第1条 この供用約款は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第8条第7項の認定（同法第9条第1項の変更の認定を含む。）を受けた区域計画に定められている同法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）の特定事業として実施する愛知県有料道路運営等事業（愛知県有料道路（愛知県道路公社（以下「公社」という。）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「特措法」という。）第10条第1項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であって、特措法第14条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は特措法第15条第1項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うものうち、知多半島道路、南知多道路、知多横断道路、中部国際空港連絡道路、衣浦トンネル、猿投グリーンロード、衣浦豊田道路及び名古屋瀬戸道路をいう。以下「有料道路」という。）の運営等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第6項に規定する運営等をいう。以下この項において同じ。）であって、当該有料道路の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該運営等を行う者が自らの収入として収受するもの及びこれに附随する事業をいう。）に係る公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。）を有する愛知道路コンセッション株式会社（以下「会社」という。）が、有料道路の供用に関し、特区法第28条の3第3項の規定により読み替えて適用するPFI法第22条第1項の規定に基づき定めるものである。

2 有料道路を通行し、又は利用する者（以下「利用者」という。）は、この約款を承認し、かつ、これに同意したものとする。

### (利用料金の額)

第2条 利用料金の額は、特区法第28条の3第4項の規定により読み替えて適用するPFI法第23条第2項の規定に従って会社が定めて公社に届け出た額であって、特区法第28条の3第9項の規定により公社が公告する額とする。

### (利用料金の徴収)

第3条 利用者は、特措法第24条第4項の規定により公社が公告した通行方法に従って、所定の利用料金の徴収施設において、会社が別に定めるところにより、利用料金を支払い、又はこれに代わる措置をとらなければならない。

### (通行券の所持等)

第4条 利用者は、前条の規定に基づきその利用に関し必要となる通行券の交付を受けた

場合にあっては、その利用を終えるまでの間これを所持し、会社の係員（会社からの委託に基づき有料道路の業務に従事する者を含む。以下同じ。）から請求があった場合は、これを提示しなければならない。ただし、会社の係員が通行券を回収した場合、又は前条に規定する措置をとって有料道路を利用する場合にあっては、この限りではない。

（供用の拒絶等）

第5条 会社は、有料道路について、次に掲げる車両（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第5項に規定する車両をいう。以下同じ。）の通行の禁止又は制限のため、公社（第1号に掲げる車両にあっては、同号の道路監理員を含む。）の要請に基づき必要な措置を講ずることがある。

一 特措法第17条第1項第21号の規定により道路管理者の権限を代行する公社（特措法第54条第1項の規定により読み替えて適用する道路法第71条第4項の規定により公社が命じた道路監理員を含む。）が、道路法第46条の規定に基づき当該有料道路について通行を禁止し、又は制限した場合において、当該禁止又は制限の対象となる車両

二 道路法第47条第1項に規定する車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両を含む。以下この条において同じ。）の幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径の最高限度で同項の政令で定めるものを超える車両（同法第47条の2第1項の許可を受けた車両を除く。）

三 特措法第17条第1項第21号の規定により道路管理者の権限を代行する公社が道路法第47条第3項の規定に基づき当該有料道路において安全であると認められる限度を超える車両の通行を禁止し、又は制限した場合において、当該禁止又は制限の対象となる車両（道路法第47条の2第1項の許可を受けた車両を除く。）

四 道路法第47条第4項の政令で定める基準に適合しないことにより当該有料道路の通行を制限される車両

2 会社は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合において、有料道路の供用を拒絶することがある。

一 有料道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき。

二 有料道路に関する工事のためやむを得ないと認められるとき。

三 有料道路の供用に関し利用者から特別の負担を求められたとき。

四 有料道路の供用により他の車両の通行に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 有料道路の供用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

3 会社は、前2項の規定に該当することとなった場合、利用者には有料道路からの退去を求めることがある。

(係員の指示)

第6条 利用者は、会社の係員が利用料金の徴収、有料道路の構造の保全、交通の危険防止等のために行う車両の誘導及び確認その他の職務上の指示に従わなければならない。

(会社の責任)

第7条 有料道路の設置又は管理に瑕疵があったために利用者に損害を生じたときは、会社は、これを賠償する。ただし、公社が国家賠償法（昭和22年法律第125号）、民法（明治29年法律第89号）その他の法律による損害賠償の責任を負う場合には、この限りではない。

- 2 前項の場合において、利用者に過失があったときは、損害賠償額の算定に当たり、これを考慮することができる。
- 3 有料道路の設置又は管理に瑕疵がない場合を例示すると、おおむね次のとおりである。
  - 一 利用者の故意
  - 二 会社の責任によらない車両相互の接触若しくは衝突又は落下物等による事故
  - 三 盗難その他第三者による危害
  - 四 天災地変その他の不可抗力
- 4 次に掲げる事由により生じた損失については、会社は、補償する責任を負わない。
  - 一 第5条第1項の規定に基づく通行の禁止又は制限のための必要な措置
  - 二 第5条第2項の規定に基づく供用の拒絶
  - 三 渋滞による遅滞
- 5 前4項の場合において、会社の責任は、利用者がこの約款に従って、有料道路に進入したときに始まり、有料道路から退出したときに終わる。

(利用者の責任)

第8条 有料道路を損傷し、又は汚損した利用者は、当該損傷又は汚損により必要を生じた有料道路に関する工事又は道路の維持に要する費用について、特措法第40条第2項の規定により読み替えて適用する道路法第58条第1項の規定に基づき、公社に対して負担金を支払わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、有料道路を損傷し、又は汚損した利用者は、特措法第17条第1項第4号の規定により道路管理者の権限を代行する公社から道路法第22条第1項の規定に基づき当該損傷又は汚損により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の施行を命ぜられた場合は、公社から命ぜられた道路に関する工事又は道路の維持を施行しなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、利用者は、故意又は過失により公社又は会社に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

平成28年10月1日

愛知県有料道路運営等事業に係る公共施設等運営権者 愛知道路コンセッション株式会社